

建築基準法第55条第4項第二号許可に係る包括同意基準

高松市都市整備局建築指導課

制定・施行 令和 7 年 4 月 1 日

第 1 条 趣旨

この基準は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第55条第4項第二号に規定する許可に際し、一定の基準を満たす建築物に対して、あらかじめ包括的に建築審査会の同意を得ること(以下「包括同意」という。)を定めて、許可の手続きの迅速化及び簡素化を図るものである。

第 2 条 適用の範囲

本基準を適用する範囲は、次の各号に掲げる要件を満たすこと。

- 一 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。以下、同様とする。)の用に供するもの又は申請上、学校と同一敷地内にある建築物であること。
- 二 既に同条に基づく許可を受けている建築物の敷地又は既存建築物が法第3条第2項の規定により法第55条第1項の規定の適用を受けない建築物の敷地における増築、移転、大規模の修繕及び大規模の様替(以下「増築等」という。)であること。
- 三 申請部分の高さは、10メートル以下とする。ただし、既存建築物における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進を目的としたエレベーター昇降路及び乗降ロビーの増築等である場合はこの限りでない。

第 3 条 包括同意基準

包括同意基準は、次の各号に該当するものであること。

- 一 申請部分の高さは、既存建築物の高さを超えないこと。
- 二 平均地盤面から1.5メートルの高さの水平面における既存建築物の等時間日影と比較し、敷地外に生じる等時間日影が増大しないこと。

第 4 条 建築審査会の同意及び報告

本基準に基づく許可の同意については、建築審査会が同意したものとみなす。

なお、特定行政庁は本基準により許可を行った際には、直後に行われる建築審査会にその内容を報告しなければならない。